

蔵持地区まちづくり委員会

問い合わせ先 ☎・fax 63 - 0235
(蔵持公民館内) ✉ kuramochi-ko@emachi-nabari.jp

健康で生き生きらせるまちづくり

くらっこ広場

毎月第4木曜日、蔵持公民館で、未就園児と保護者を対象とした「くらっこ広場」を開催しています。

毎回たくさんの皆さんに参加していただき、関係者も共に楽しい時間を過ごしています。

これからも、この広場事業を息の長いものにしていくよう、工夫していきたいと考えています。



健康で生き生きらせるまちづくり

くらもちウォークラリー大会

蔵持地区まちづくり委員会では、平成17年の第1回くらもちウォークラリー大会以来、毎年秋にウォークラリーを開催してきました。

健康と地区住民の親睦のため、また歩く事により、普段気がつかず通り過ぎてしまう場所を、もう一度自分の目で確かめる事ができます。

参加した皆さんからは「こんな所にこんな物が有ったなんて気がつかなかった」、「普段会う事の無い人たちと会えた」などの声を聞く事ができました。

最近では地区内だけでなく、地区外からの参加者もおられます。ぜひ一度参加してみてください。



新しいふるさと の創造へ

蔵持地区まちづくり委員会では、「健康で生き生きらせるまちづくり」「歴史と文化のまちづくり」「安全・安心のまちづくり」「環境に優しいまちづくり」の4つまちづくりのコンセプトのもと、事業を展開しています。



安全・安心のまちづくり

青色防犯パトロール

蔵持地区まちづくり委員会では、平成23年10月より青色防犯パトロールを実施しており、地域への認知も進んで来ています。

青色防犯パトロールによる、犯罪の抑止効果は実施している地域において実証されています。巡回員による青色パトロールカーでのパトロールにより、安全で安心な町を目指します。

ふるさと い〜な

編集/発行 伊賀市・名張市広域行政事務組合

平成25年3月

〒518-0825 伊賀市小田町1380番地1 ☎ 22-9690 http://www.e-net.or.jp/user/iga-7/

農業共済ニュース

伊賀市・名張市広域行政事務組合 平成25年度予算

一般会計

歳入 34,346,000円

- ◆ 分担金及び負担金 26,941,000円
- ◆ 財産収入…伊賀市・名張市広域行政圏振興整備基金運用収入 7,005,000円
- ◆ その他収入…前年度からの繰越金、使用料 400,000円

歳出 34,346,000円

- ◆ 議会費…組合議会開催費 443,000円
- ◆ 一般管理費…一般管理費 10,758,000円
- ◆ 伊賀市・名張市広域行政圏振興整備事業費…伊賀市・名張市広域行政圏振興整備基金事業 22,845,000円
 - ・伊賀市・名張市広域行政圏振興整備事業推進経費 1,394,000円
 - ・情報化推進事業 19,649,000円
 - ・広域的振興支援事業 200,000円
- ・伊賀市・名張市広域行政圏振興整備事業 1,602,000円
- ◆ 予備費 300,000円

伊賀食肉センター特別会計

歳入 58,936,000円

- ◆ 分担金及び負担金…伊賀市、名張市からの分担金、負担金 44,112,000円
- ◆ 使用料及び手数料…伊賀食肉センター使用料 14,130,000円
- ◆ その他収入…前年度からの繰越金、利子、諸収入 694,000円

歳出 58,936,000円

- ◆ 総務費…職員人件費、一般管理経費 58,836,000円
- ◆ 予備費 100,000円

農業共済事業特別会計

収入合計 269,879,000円 支出合計 269,879,000円

	収入	支出
◆ 農作物共済勘定	30,219,000円	30,219,000円
◆ 家畜共済勘定	83,223,000円	83,223,000円
◆ 畑作物共済勘定	7,797,000円	7,797,000円
◆ 園芸施設共済勘定	4,383,000円	4,383,000円
◆ 業務勘定	144,257,000円	144,257,000円

議会報告

2月1日に平成25年第1回組合議会(定例会)を開催しました。この議会に11議案を上程し、すべての議案が可決、同意されました。

※議案の詳細はホームページをご覧ください。

○平成25年度の引受計画
平成25年度は下表のとおり事業内容で引き受けを予定しています。適正な引受と適正な評価で農家の皆さんに「安心」をお届けできるように職員一丸となって頑張ります。

平成25年度	引受計画
水稻	5,400戸 460,000a
麦	127戸 46,500a
家畜	41戸 3,490頭
大豆	63戸 23,450a
園芸施設	81戸 291棟

○水稲共済の加入について
農業共済事業は国の農業災害対策として「農業災害補償法」に基づき行われている政策保険です。事務組合・県農業共済組合連合会・政府の三段階制の運営で、大災害に備え危険の分散を図るとともにそれぞれが責任を分担して安定した事業運営を図り、農家の皆さんに共済金の支払いに支障を生じさせない仕組みとなっています。

① 共済の対象となる事故 風水害など、気象上による災害、火災、病虫害および鳥獣害による減収が対象となります。

② 補償の期間 本田移植期(直播の場合約は発芽期)から収穫期までです。

③ 共済掛金と国庫負担 共済掛金は、共済金額に基準共済掛金率を乗じた額ですが、国はその2分の1に相当する金額を負担しています。農家の皆さんには共済掛金から国庫負担額を差し引いた金額を期日(6月30日)までに納入していただきます。

④ 被害が発生したら 共済の対象となる事故により被害を受けたときは地域の損害評価員に申告していただき、被害申告には、損害評価野帳の提出が必要となります。

⑤ 加入資格 25a以上を耕作する農業者が加入が義務付けられています。また、耕作面積が10a以上25a未満の場合は任意で加入できます。

⑥ 加入資格の確認 伊賀北部・伊賀南部農協や伊賀市・名張市を通じて配布されている「米穀の出荷契約書兼生産調整方針参加申請書(伊賀市)」「水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策に関する営農計画書(名張市)」を提出していただき、その申告の作付の面積によって加入資格を確認しています。

○大豆共済の加入について
大豆は、自然災害や病虫害などを受けやすく、近年は収穫量が不安定となっています。災害の損失を補填し、経営の安定を図るため、ぜひご加入ください。

① 共済の対象となる事故 風水害など、気象上による災害、火災、病虫害および鳥獣害による減収が対象となります。

② 補償の期間 発芽から収穫期までです。この場合の収穫期とは、適期に刈り取って圃場から搬出するまでのことです。

③ 加入資格 15a以上栽培されている農家であれば加入できます。

④ 加入方式 一筆方式、半相殺方式、全相殺方式の3つの方式から選択していただくこととなります。平成25年度は7月上旬の締め切りを予定しています。詳しくはお問い合わせください。

○ 農業共済事業課 農作物・畑作物係 24・25501